



最高裁秘書第2787号

平成29年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月16日付け（同月20日受付，最高裁秘書第2996号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
 - (1) 綴りミスが原因で二回試験に不合格となった人数が科目ごとに分かる文書
（第59期から新第63期までの司法修習生考試）
 - (2) 綴りミスが原因で二回試験に不合格となった人数が科目ごとに分かる文書
（現行第65期，新第65期，第67期及び第68期司法修習生考試）
- 2 開示しないこととした理由
 - (1) 1の(1)の文書は，存在しない。
 - (2) 1の(2)の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）